6　集団投資信託を引き受けた外国法人（準支払者を含む。）は、法人に対して国内において当該集団投資信託の収益の分配の支払をする場合において、その支払の確定した収益の分配に係る通知外国所得税の額があるときは、当該通知外国所得税の額その他の財務省令で定める事項を、その支払の確定した日（無記名の投資信託又は特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知については、その支払をした日）から一月以内（準支払者が通知する場合には、四十五日以内）に、当該法人に対し、書面により通知しなければならない。

7　前三項に規定する通知外国所得税の額とは、法第百八十条の二第三項の規定により前三項の集団投資信託の第一項に規定する収益の分配に係る所得税の額から控除された第三百条第一項に規定する外国所得税の額に、当該集団投資信託の第一項に規定する収益の分配（法第百八十一条又は第二百十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限る。以下この項において同じ。）の額の総額のうちに前三項の個人又は法人が支払を受けた収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額がその支払を受けた収益の分配につき法第百八十一条又は第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額）をいう。

8　第四項から第六項までに規定する外国法人は、これらの規定の書面による通知に代えて、これらの規定の個人又は法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第十項及び第十一項において同じ。）により提供することができる。ただし、当該個人又は法人の請求があるときは、当該個人又は法人に対し、当該書面により通知しなければならない。

9　前項本文の場合において、同項に規定する外国法人は、第四項から第六項までの規定による通知をしたものとみなす。

10　第八項に規定する外国法人は、同項本文の規定により書面に記載すべき事項を同項の個人又は法人に対し提供しようとするときは、財務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該個人又は法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

11　前項の規定による承諾を得た同項に規定する外国法人は、同項の個人又は法人から書面又は電磁的方法により第八項本文の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該個人又は法人に対し、同項の書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該個人又は法人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

12　第四項から第六項までに規定する収益の分配の支払をするこれらの規定に規定する外国法人並びに当該収益の分配の支払を受けるこれらの規定の個人及び法人については、法第二百二十五条第二項（支払調書及び支払通知書）又は租税特別措置法第八条の四第四項から第七項まで（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定のうち当該収益の分配に係る部分の規定の適用がある場合には、第四項から前項までの規定のうち当該適用を受けた収益の分配に係る部分の規定は、適用しない。

第三百十九条第三号中「この条」の下に「及び次条第七項」を加える。

第三百十九条の二第一項中「及び第五項」を「、第五項及び第七項」に改め、同条に次の一項を加える。

7　法第百九十八条第七項に規定する給与等の支払を受ける居住者は、その給与等の支払者に対し、前条第三号から第八号までに定める書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供するときは、当該書類に記載されるべき事項が記録された電子証明書等を法第百九十六条第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項と併せて提供しなければならない。

第三百十九条の四中「第三百十九条の二（」を「第三百十九条の二第一項から第六項まで（」に改める。

第三百十九条の六第一項第三号を削る。

第三百十九条の十二中「第三百十九条の二（」を「第三百十九条の二第一項から第六項まで（」に改める。

第三百十九条の十三の見出し中「の額等」を「の額」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二百三条の六」の下に「（源泉徴収等を要しない公的年金等）」を加え、同項を同条とする。

第三百二十条第四号中「日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための」を「法第二条第一項第八号の四ただし書（定義）に規定する」に改める。

第三百三十六条第一項中「次条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「若しくは」を「及び」に改め、同条第三項中「第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第一号中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に、「個人番号又は法人番号」を「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その者の個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

第三百三十七条第三項中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に、「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第二項各号の告知をした個人が、同条第三項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による告知をするときは、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信に代えて、住所等変更確認書類（当該個人の変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類をいう。次条第一項において同じ。）の提示をすることができる。この場合において、当該個人は、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしたものとみなす。

第三百三十八条第一項中「若しくは」を「及び」に、「又は番号既告知者」を「、番号既告知者又は同項の規定による告知をした個人（当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。次項において「住所等変更告知者」という。）」に改め、「書類」の下に「若しくは住所等変更確認書類」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に、「は当該」を「は、当該」に改め、同条第二項中「番号既告知者」の下に「又は住所等変更告知者」を加える。

第三百三十九条第一項中「若しくは法人番号」を「及び法人番号」に改め、同条第四項中「の告知書を提出した」を「の規定による告知書の提出をした」に改め、同項第一号中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に、「個人番号又は法人番号」を「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その者の個人番号の変更をした後の氏名、住所及び個人番号

第三百三十九条の十第八項中「同条から前条まで」を「前三条」に改め、同条第九項中「若しくは第三項に規定する告知書」を「に規定する告知書の提出若しくは第三項の規定による告知書の提出」に、「書類を提出する」を「書類の提出をする」に、「が当該」を「がこれらの」に、「若しくは同条第三項」を「に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出」に、「規定する告知書又は書類」を「規定する書類」に、「、当該告知書」を「、これらの告知書」に改め、「」と、同条第三項中」の下に「「前条第二項各号の告知」とあるのは「第三百三十九条第三項の規定による告知書の提出」と、「同条第三項第一号」とあるのは「同条第四項第一号」と、「告知をする」とあるのは「書類の提出をする」と、同条第四項中」を加え、「する」とあるのは「当該」を「する」とあるのは「これらの」に、「次条第一項若しくは第三項」を「次条第一項に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出」に、「あつた」とあるのは「当該」を「あつた」とあるのは「これらの」に、「当該告知の際」とあるのは「当該」を「同項の規定による告知をした個人（当該告知の際」とあるのは「同条第四項に規定する書類の提出をした個人（当該書類の提出をする際」と、「当該告知の際」とあるのは「これらの」に、「「告知を」を「当該告知を」に、「「告知書」を「「これらの告知書」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「告知書若しくは」を削り、「保管」と、それぞれ」を「保管」と」に改める。